

# 施術所開設の手引き

あん摩・マッサージ・指圧業、はり業、きゅう業及び柔道整復業を行う施術所の開設について説明します。

## 1 開設届

### (1)開設の流れ

1	事前相談	構造設備や添付書類、開設の日程等についてあらかじめご相談ください。
2	開設	施設が整い、施術を開始できる状態です
3	開設届	開設後 10 日以内に保健所の窓口へ届け出てください。
4	検査	保健所の監視員が施設の検査に伺います。
5	副本の交付	保健所内での決裁後、開設届の副本をお渡しします。

### (2)開設の手続き

開設届は、開設後 10 日以内に保健所へ提出してください。

提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届		2	「柔道整復」「あん摩・はり・きゅう」では様式が異なります。保健所の窓口で配布している他、ホームページからダウンロードできます。
添付書類	業務に従事する施術者の免許証の写し	2	免許証本証と原本照合しますので、写しとともに本証を窓口にお持ちください。
	施術所の平面図	2	ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法及び面積、外気開放面積と位置又は換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。
	施術所への案内図	2	最寄の駅等から施術所までがわかるもの
	定款の写し及び登記事項証明書 (開設者が法人の場合)	2	登記事項のうち 1 通は写しでかまいません

## 2 構造設備基準

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師に関する法律施行規則第 25 条及び柔道整復師法施行規則第 18 条により構造設備基準が設けられています。開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

- (1) 6.6 m<sup>2</sup>以上の専用の施術室を有すること。
- (2) 3.3 m<sup>2</sup>以上の待合室を有すること。
- (3) 施術室は室面積の 1/7 以上に相当する部分を外気に開放できること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。
- (4) 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。  
 はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。ただし使い捨てのはりを使用する場合は、使用済みのはりの保管及び廃棄の安全な方法で行うこと。
- (5) 施術所は住居・店舗等と構造上独立していること( 出入り口を別に設ける等明確に区画すること )。  
 ( 指導基準 )
- (6) 施術室と待合室の区画は固定壁で上下左右完全に仕切られていること ( 指導基準 )
- (7) ベッドを 2 台以上設置する場合には、各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること ( 指導基準 )

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う施術所の場合、それぞれの開設届が必要です。その場合には、下記の事項に注意してください。

- (1) あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復の両方を行う施術所の場合、双方の施設は固定壁で区画されたものとする。
- (2) あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうと柔道整復双方の免許を有する施術者が一人で施術を行う場合には施術室を兼ねることができます。
- (3) 待合室は別々に設けることが望ましいが、十分なスペースがあれば共用することはやむをえません。

施術所内で医業類似行為を行うことはできません ( 整体・カイロなど )。  
 施設の区画、使用する器具類、広告を共有することはできませんのでご注意ください。

### 3 衛生上の措置

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則第 26 条及び柔道整復師法施行規則第 19 条により衛生上必要な措置が定められています。施術室の清潔や使用するタオル等の物品の管理には十分気をつけてください。

- (1) 常に清潔に保つこと。
- (2) 採光・照明及び換気を十分行うこと。

### 4 名称に関する規制

医療法、医師法に抵触するような名称は使用できません。

医療法第 3 条

病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称をつけてはならない

紛らわしい例：はり科 診療 診察等

医師法第 18 条

医師でなければ、医師又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。

紛らわしい例・鍼灸医 、中国鍼医

## 5 広告に関する規制

法に定められた事項以外は、原則として広告できません。

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師に関する法律第7条第1項

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法を問わず、次にあげる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- (1) 施術者である旨、並びに施術者の氏名及び住所
- (2) 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業）
- (3) 施術者の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (4) 施術日又は施術時間
- (5) その他厚生労働大臣が指定する事項



厚生労働大臣が指定する事項

- (1) もみりょうじ
- (2) やいと、えつ
- (3) 小児鍼
- (4) 医療保険療養費支給申請ができる旨  
（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- (5) 予約に基づく施術の実施
- (6) 休日又は夜間における施術の実施
- (7) 出張による施術の実施
- (8) 駐車設備に関する事項

柔道整復師法第24条第1項

柔道整復の業務又はこれらの施術に関しては何人も、いかなる方法を問わず、次にあげる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- (1) 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- (2) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (3) 施術日又は施術時間
- (4) その他厚生労働大臣が指定する事項



厚生労働大臣が指定する事項

- (1) ほねつぎ（又は接骨）
- (2) 医療保険療養費支給申請ができる旨  
（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る）
- (3) 予約に基づく施術の実施
- (4) 休日又は夜間における施術の実施
- (5) 出張による施術の実施
- (6) 駐車設備に関する事項

広告可能な事項を広告する場合にも、その内容は技能、施術方法又は経歴に関する事項については広告できません。（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律第7条第2項及び柔道整復師法第24条第2項）

広告できない例： 流、胃腸病に効くはり、中国はり、骨折等

## 6 その他

### (1)変更届

開設届出内容に変更があった場合は、「施術所届出事項中一部変更届」を2部提出します。変更内容によって、添付書類が必要な場合があります。

提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届出事項中一部変更届		2	変更事項を記入します。 あん摩・はり・きゅうと柔道整復では様式が異なります。
添付書類	構造設備変更のとき	2	変更前、変更後の図面を添付してください。 ベッド・機器類の配置各室の用途、寸法および面積、外気開放面積と位置又は換気装置の位置、消毒設備の位置を記入してください。
	従事者変更のとき	2	変更前、変更後の従事者全員を記入します。 新たに業務に従事することとなった施術者の免許証（本証）と写しを持参します。（本証と照合します）

### (2)廃止届

施術所を廃止した場合は、廃止後10日以内に保健所に届け出ます。「施術所廃止届」を2部提出してください。

あん摩・はり・きゅうと柔道整復では様式が異なります。